

鹿児島大学大学院連合農学研究科自己点検・評価委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日
鹿大連規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）に係る自己点検・評価（以下「自己評価等」という。）に関し次の事項を審議し、実施する。

- (1) 自己評価等の実施項目、実施方法及び実施体制に関すること。
- (2) 自己評価等の実施及びその結果の公表に関すること。
- (3) 自己評価等の結果に基づく改善策に関すること。
- (4) その他の自己評価等に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 専任教員
- (4) 構成大学から選出された代議委員会委員 各 1 名以上

(任期等)

第 4 条 前条第 4 号の委員は、研究科長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務部において行う。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価委員会の運営に関する必要な事項は、自己点検・評価委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。